

生徒会規約

第1章 名称

第1条 この会を紀伊中学校生徒会といたします。

第2章 目的

第2条 本会は全生徒の指導を受け自治的に運営し、互いに研究努力してよい校風を樹立し、学力の向上につとめ、友愛と互助の精神をもち民主的なよき社会人としての教養を得るを目的とします。

第3章 会員

第3条 本会の会員は本校に在籍する全校生徒からなります。

第4条 本会は生徒総会、中央委員会、部長会、学級会、専門委員会、学年委員会よりなります。

第4章 役員

第5条 本会は次の役員をおきます。

会長1名、副会長男子1名、女子1名、書記若干名、専門委員会部長、副部長、書記各1名

第6条 会長、副会長は、前期中に全会員の投票によって、選出します。専門委員会委員長は会長が任命し、各専門委員会副委員長及び書記は各委員会の互選により選出します。ただし再選はさまたげません。

第7条 役員の仕事は次のとおり定めます。

会長は本会の最高責任者であります。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その責務を代行します。書記は会議の記録をとり保存します。会議の際必要に応じて前回の記録を朗読します。

専門委員会の部長、副部長は第7章専門委員会に定めます。

第8条 役員の仕事については会長、副会長、書記及び各専門委員会委員長は、1年間とし、各専門部副委員長、書記は1期間とします。

第5章 生徒総会

第9条 総会は全員で構成します。

第10条 総会は最高議決機関であって、規約改正、本会運営に関する必要なことを議決します。

第11条 総会は中央委員会、又は会員の3分の1以上の要求があったとき必要に応じて開きます。

第12条 総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とします。

第13条 総会は会長が招集し、会議の議長となります。

第6章 中央委員会

第14条 本会は会長、副会長、書記、各専門委員会委員長及び各学級から選ばれた中央委員から構成される。

第15条 本会は校内外生活を改善していくに必要な諸方針をたて、諸規則を定める権限をもち

ます。しかし重要な事項は総会において決定します。

第16条 本会は生徒会活動の分野を決定し、会員に適当な助言をします。

第17条 本会は専門委員会に対し諸活動の計画と運営方法に関し諮問するのを原則とします。

第18条 本会は会長が招集し、月1回開きます。また必要と認めたときは臨時に開くことができます。

第19条 本会の議長1名、副議長1名は委員の互選によって決定し、その任期を1年間とします。

第20条 本会は委員の4分の3以上の出席をもって成立し、議決は過半数の賛同を必要とします。

第7章 専門委員会

第21条 生徒会の目的を達成するために次の専門委員会を設け中央委員会の承認を得た後に執行します。

生活委員会、整美委員会、文化委員会、図書委員会、保健委員会、体育委員会、厚生委員会とし、各専門委員会は、必要に応じて月1回以上開きます。

第22条 生活委員会は委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、会員が規律正しい生活を送れるような健全な校風の樹立につとめます。

第23条 整美委員会は委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、学校施設の安全、整理整頓、美化及び修繕に当たります。

第24条 文化委員会は委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、文化行事・報道・掲示出版などの計画と運営に当たります。

第25条 図書委員会は委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、生徒図書の整理、保管、貸し出し事務並びに図書室の運営に協力、静粛と秩序の維持に当たります。

第26条 体育委員会は委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、学校体育行事の計画と運営に協力し、体力の向上、運動生活の発展や学校生活の安全につくします。

第27条 保健委員会は委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、学校保健行事の計画と運営に協力し、身体の清潔、環境衛生の向上、保健用具の管理等健康生活の維持につくします。

第28条 厚生委員会は、委員長、副委員長と書記、それに各学級会ごとに選出された委員2名で構成し、学校生活を豊かにするために相互に助け合いをする中心的な役割を果たします。

第29条 専門委員の任期は1期間とします。

第8章 学級生徒会

第30条 学級会は家庭的な雰囲気の中で互いの問題について研究討議し自主的な社会人として修練をつみ活発な生徒会活動の推進力となります。

第31条 中央委員及び専門委員を中核とし互いに協力して学級運営に当たります。また必要に応じて他の委員を置くことができます。

第9章 学年委員会

第32条 本会は各学年や学級のできごとを討議し、自主的にその解決を計り、また中央委員会への提出議事を討議します。

第33条 本会は中央委員と専門委員とによって構成され、リーダーは特に定めません。

第34条 本会は必要に応じて会長がこれを招集し開くことができます。

第10章 部長会

第35条 本会は各専門部の状況を連絡しあいお互いに協力しあって、方針をたて中央委員会にのぞみます。

第36条 本会は先生、会長又は委員長、副委員長の半数以上の要求あれば開くことができます。

第11章 会計

第37条 生徒会の経費は会費をもってこれに当てます。

第38条 すべての現金の取り扱いは顧問先生におまかせします。

第12章 顧問

第39条 中央委員会及び専門委員会、学年委員会にはそれぞれ顧問の先生をお願いし必要に応じて助言と指導を受けます。

第13章 改正

第40条 生徒会規約の改正は中央委員会において出席者の3分の2以上の同意を必要とし、さらに総会の出席者の4分の3以上の承認を得なければなりません。

第14章 学校長の許可

第41条 生徒会に関する活動はすべて学校長の許可を得なければなりません。

第15章 補則

第42条 生徒会規約に規定されていない細則については中央委員会の決議のもとに別にこれを定めるものとします。

第43条 本規約は昭和35年2学期より施行します。

(昭和54年4月一部改正)

(昭和58年12月一部改正)

(平成15年12月一部改正)

(平成20年10月一部改正)

(平成22年11月15日一部改正)

生徒心得

紀伊中学校生徒である自覚とほこりを持って自分の行動に注意しましょう。

1 学校生活

おたがいに気持ちよく今日1日を過ごすために、次のことを守りましょう。

- (1) 始業10分前までに登校しましょう。
- (2) 登校後は無断で外出しないようにしましょう。
- (3) 授業中はしんけんに勉強しましょう。
- (4) 遅刻・早退のときには必ず担任の先生に連絡し、欠席の場合は8時から8時25分までに学校へ届け出をしましょう。
- (5) 公共物を大切にし、すすんで校舎内外の美化につとめましょう。
- (6) 下校時は寄り道をしないようにしましょう。

A 礼儀

お互いに人格を尊重して、明るい気持ちで対応しましょう。

- ① 登校下校のときは、先生や学友に正しく挨拶しましょう。
- ② 先生や来校者に会ったときは、会釈しましょう。
- ③ 校長室、職員室に入るときには、礼をして入りましょう。
- ④ 言葉づかいは、正しく、丁寧に行きましょう。

B 服装

見せかけのかわっこうに力を入れなくて、もっと内に多くの力をたくわえよう。

- 別に定められた服装規定を守りましょう。

C 所持品

- ① 学習に必要なものは前日に整えておきましょう。
- ② 自分の所持品には名前を書きましょう。
- ③ 落とし物をしたり、見付けたるときにはすぐ先生に届けましょう。
- ④ 清潔なハンカチ、ちり紙などを用意して登校しましょう。
- ⑤ 金銭の貸し借りは、おたがいにしないようにしましょう。
- ⑥ 学校(学習)に必要なものを持ってこないようにしましょう。

2 校外生活

- (1) 外出の際は、行き先や時間をはっきり告げることにしましょう。
- (2) 夜間の外出はしないようにしましょう。
- (3) 交通規則を守りましょう。

学校のきまり

1 通学用の服装 男女とも、指定のマークの入っているものを着用する。

(1) 男子

冬服（10月～5月）

- ① 和歌山市指定の標準学生服とします。
- ② 上着丈は、中指のつけ根までとし、丈の長すぎるものはいけません。
- ③ 上着のボタンは本校指定のものをつけます。
- ④ ズボンは必ずベルトをしめます。（黒、茶、紺の標準のもの）

夏服（6月～9月）

- ① 上着は、白カッターシャツ（長袖、半袖どちらでもよい）とし、シャツは必ずズボンの中に入れます。
- ② ズボンは和歌山市指定の標準学生服とします。

(2) 女子

冬服（10月～5月）

- ① 和歌山市指定の標準学生服（本校指定の胸当てをつける）とします。
- ② 上着丈は背丈より5～6cm長くし、背中が見えないようにします。
- ③ 襟、そでは、幅5mmの紺線2本をつけ、ネクタイは指定のものをつけます。
- ④ ネクタイは、結び目が第1と第2ホックの間にくるように結びます。
- ⑤ スカートの長さは、膝頭がかくれる程度とします。
- ⑥ サスペンダー使用のときは、必ず担任の許可をもらってからします。

夏服（6月～9月）

- ① 和歌山市指定の標準学生服とします。（長袖、半袖どちらでもよい）
- ② その他の規定は冬服と同様とします。

2 頭髪

(1) 男子

- ① 前髪は眉を越えないようにする。
- ② 横は耳にかぶさらないようにし、耳のところや、襟あしは、すそを刈り上げる。
- ③ カール、アイパー、パーマ、染色、脱色、ポマード等のすべての整髪料や香水の使用は禁止する。
- ④ もみあげは耳の中程までとし、下部は水平にする。
- ⑤ 角刈りや変形のスタイルは禁止する。

(2) 女子

① 短くしたい場合

前髪は眉を越えないようにする。セーラー服の襟にかからない程度の長さのショートカットが望ましい。

② 長くしたい場合

短い髪を長くする場合は、全体をそろえてから長くし、耳のうしろで2つにくくる。極端に長くなった場合は、それを三つ編みにする。

ア 飾り結びはしない。

イ ヘアーピンは黒。ゴムは黒、紺、茶色を使用し、その他の色ゴムやリボン、髪止めは使用しない。

ウ カール、パーマ、染色、脱色は禁止する。

3 靴と靴下

- (1) 靴は、男女とも、白が基調のひも付きの運動靴とする。(靴ひもは白とする)
- (2) バスケットシューズ、レジャーシューズ等は禁止する。
- (3) ソックスは、男女とも普通の形とし、色は白とする。(ワンポイント・くるぶしソックスは可) 女子のストッキングは、ペイルオレンジとする。

4 自転車通学

- (1) 自転車通学の区域は、別に定める。
- (2) 学校指定のヘルメットを必ず着用すること。(アゴヒモもきちんとしめる)
- (3) 学校内の所定の場所に駐輪すること。
- (4) 指定された通学路を通ること。
- (5) 雨天のときは、かさを使用せず、雨ガッパを着用すること。
- (6) 学校で決められたステッカーを貼ること。

5 電車通学

改札口やプラットホーム、電車内では中学生らしく、他の人に迷惑をかけないように。

6 その他

- (1) ピアス・ネックレス・ブレスレット等の装飾品は禁止します。
- (2) 防寒具については手袋、マフラー、学校指定の防寒着、ウインドブレーカー、カーディガン及び部活動で購入したものとす。ウインドブレーカーはバックプリント、刺繍のあるものについては認めない。カーディガンは、白、黒、紺、茶、ベージュ、灰色等派手でない色に限る。着用については、時期をみて生徒に連絡する。
- (3) 男女とも制服の下には必ず下着を着用すること。(Tシャツは白に限る。ワンポイント可)
ア セーター、トレーナーは無地で派手でない色。
(黒・紺・茶・グレー・白・クリーム・ベージュ。メーカー名等が入っていてもよい)
イ フードつきのものは禁止する。
ウ タートルのセーターは禁止する。
エ 白のカッター・白のブラウス(かざりのあるもの、襟の大きいものはいけません)を着用してもよい。
- (4) 名札は本校指定のものを上着左胸のポケットにつける。
- (5) 通学用のカバンは学校指定のカバンとする。
- (6) 体育用の服装、体育館シューズは本校指定のものとする。
- (7) その他、健康上の都合などで本規定を守れないようなことがあれば、その都度担任に申し出て、許可を受け、その指示に従うこと。

2009年4月